

平成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 8 年 6 月 2 日付け高財活第 5 3 号により諮問のあった事案について、
次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 5 件である。

- （１） 高松市瀬戸内漁業協同組合との間の高松市瀬戸内町 5 2 2 番，同町 5 2 3 番等の高松市所有土地の無償貸付に関する執行伺書，契約書，覚書，協定書，念書その他のこれらに類する一切の文書
- （２） 上記（１）の土地に所在するガソリンスタンドの土地の転貸の承諾等に関連する文書
- （３） 上記（１）の土地の買い取り・返還等に関する民事調停の一切の事件記録の全部
- （４） 上記（１）の高松市瀬戸内漁業協同組合事務所建物内の場所を介護保険事業者に転貸した際の承諾等に関する一切の文書
- （５） 上記（１）の土地の使用に関して高松市が取得した一切の金員に係る会計書類の全部

対象行政文書について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり，本件異議申

立てを棄却すべきである。

なお、本件対象行政文書中、「普通財産の使用承認について」、「要望書」、「土地使用貸借契約の締結について」および「土地使用貸借契約に基づく瀬戸内漁協センターの建物の適正使用について（決裁）」中の「土地使用貸借契約書」については、別案件の平成19年9月12日付け高財活第116号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており、当該対象行政文書に係る異議申立てについては、その利益がないため却下相当である。

2 異議申立てに至る経過

平成18年4月24日（4月23日付け）に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同年5月1日に一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月12日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- （1） 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- （2） 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- （3） 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 非公開部分について

「調停不成立証明申請書」に記載されている契約弁護士の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないといえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

(2) 行政文書不存在について

ア 請求内容1-(2)「1-(1)の土地に所在するガソリンスタンドの土地の転貸の承諾等に関連する文書」については、高松市として取得しておらず、不存在である。

イ 請求内容1-(5)「1-(1)の土地の使用に関して高松市が取得した一切の金員に係る会計書類の全部」については、高松市は使用料等の徴収は行っていないことから、当該文書を作成しておらず、不存在である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「調停不成立証明申請書」であり、当時の決定においては、一部公開したものと不存在を理由に非公開としたものがあり、不存在とした請求内容については、該当文書を取得および作成していないとの説明に不合理な点は見受けられない。以下、一部公開行政文書の非公開部分について検討する。

(1) 事業を営む個人の印影について

事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないといえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非

公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年6月2日	諮問書受付
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年6月19日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申